令和３年８月２日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料

資料４－１

夢　づ　く　り　地　域　交　付　金　審　査　の　基　準　（　通　常　事　業　）

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1．申請時審査

ア　必須評価項目（該当しない場合、補助金の対象とならない項目）

（1）瑞浪市夢づくり地域交付金規則第1条の2第2号に掲げる事業との適合性について

対象事業が、（防災・防犯、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者等の福祉、環境美化、男女共同参画、歴史・文化資源の保存、まちづくり推進組織の強化、地域振興、人口減少対策・定住促進、夢づくりチャレンジ研究室からの提案）に関する事業であること。	適　・　否

（2）瑞浪市夢づくり地域交付金規則第3条に掲げる事項との適合性について

1　市の実施する事業と重複しないこと。	適　・　否
2　宗教・政治活動に関するものでないこと。	適　・　否
3　区長会と連携が取られているものであること。	適　・　否
4　施設の維持管理にかかるものではないこと。	適　・　否

イ　その他の評価項目（補助事業として望ましいものであるかを判断する項目）

1　成果目標が設定されていること。	適　・　否
2　まちづくり推進組織の強化につながるものであること。	適　・　否
3　地域独自の課題認識に基づいたものであること。	適　・　否
4　成果目標と予算の配分が適正であること。	適　・　否
5　既存の事業でないこと又は新たな視点によるものであること。	適　・　否

2．実績評価

ア　自己評価項目（地域が自ら点数を付ける項目）

1　住民総意の事業立案が行われたか。	5･4･3･2･1
2　成果目標が達成されたか。	5･4･3･2･1
3　まちづくり推進組織の強化につながったか。	5･4･3･2･1
4　地域の課題解決ができたか。	5･4･3･2･1
5　予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5･4･3･2･1
6　地域住民のコミュニティ強化につながったか。	5･4･3･2･1

評価段階　：　事後評価調書参照

イ　審査会評価項目（審査会が点数を付ける項目）

（1）交付金事業の事後評価項目

1　地域の特色を活かした事業であったか。（地域らしさ、地域課題の解決など）	5･4･3･2･1
2　他の地域の模範となる事業であったか。（事業手法、地域の参加状況など）	5･4･3･2･1
3　地域の将来像を見据えた事業であったか。（継続性など）	5･4･3･2･1
4　交付金が効果的に活用されたか。（予算の有効活用など）	5･4･3･2･1

評価段階　5:高く評価できる、4:評価できる、3:普通、2:あまり評価できない、1:評価できない

令和３年８月２日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料
資料４－２

夢づくり地域交付金審査の基準（ステップアップ事業）

瑞浪市夢づくり地域交付金事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1．申請時審査

ア 必須評価項目（該当しない場合、補助金の対象とならない項目）

(1)規則第3条第1項第2号に掲げる事業との適合性について

対象事業が、地域の活性化や課題解消のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業または地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業であること。	適 ・ 否

(2)規則第3条第2項に掲げる事項との適合性について

1 市の実施する事業と重複しないこと。	適 ・ 否
2 宗教・政治活動に関するものでないこと。	適 ・ 否
3 区長会と連携が取られているものであること。	適 ・ 否
4 施設の維持管理にかかるものではないこと。	適 ・ 否
5 同一（関連）事業については、前回実施年度から1年以上経過しているものであること。	適 ・ 否
6 同一（関連）事業についての申請が3回を超えていないこと。	適 ・ 否
7 事業完了後に財産管理が適切に行われるものであること。	適 ・ 否
8 事業完了後に維持費の確保が適切に行われるものであること。	適 ・ 否

イ 評点項目（合計得点により交付する事業とするのかを判断する項目）

1 次の①・②いずれかを選択 ①地域の活性化や課題解消のために効果が高い事業であるか。 ②地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業であるか。 （成果目標の実現可能性についての判断など）	5・4・3・2・1 （×4倍）
2 住民総意の事業であるか。	5・4・3・2・1
3 内容・予算規模が適正な事業であるか。	5・4・3・2・1
4 効果が不特定多数の住民に及ぶ事業であるか。	5・4・3・2・1
5 地域の特性や資源を活かした事業であるか。	5・4・3・2・1
6 将来的にまちづくりの自立に寄与する事業であるか。	5・4・3・2・1
7 その他（アピールしたい点）	5・4・3・2・1

2．実績評価

ア 自己評価項目（地域が自ら点数を付ける項目）

1 住民総意の事業立案が行われたか。	5・4・3・2・1
2 成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3 まちづくり組織の強化につながったか。	5・4・3・2・1
4 地域の課題解決ができたか。	5・4・3・2・1
5 予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5・4・3・2・1
6 地域住民のコミュニティ強化につながったか。	5・4・3・2・1

評価段階 ： 事後評価調書参照

イ 審査会評価項目（審査会が点数を付ける項目）

(1)交付金事業の事後評価項目

1 地域の特色を活かした事業であったか。（地域らしさ、地域課題の解決など）	5・4・3・2・1
2 他の地域の模範となる事業であったか。（事業手法、地域の参加状況など）	5・4・3・2・1
3 地域の将来像を見据えた事業であったか。（継続性など）	5・4・3・2・1
4 交付金が効果的に活用されたか。（予算の有効活用など）	5・4・3・2・1

評価段階 5:高く評価できる、4:評価できる、3:普通、2:あまり評価できない、1:評価できない

令和３年８月２日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料
資料４－

夢　づ　く　り　市　民　活　動　補　助　金　審　査　の　基　準

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1．事前審査

ア　必須評価項目（適合していない場合には、補助金事業として認められない項目）

◆瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱第3条第2項に掲げる事項との適合性について

1　市の実施する事業と重複しないこと。	適　・　否
2　宗教・政治活動に関するものでないこと。	適　・　否
3　市又は市が助成する団体による他の補助金や交付金の対象でないこと。	適　・　否

イ　その他の評価項目（補助事業として望ましいものであるかを判断する項目）

◆瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱第3条第1項に掲げる事項との適合性について

1　成果目標や目的がしっかり設定されていること。	5・4・3・2・1
2　まちづくりに対する熱意や正しい認識があること。	5・4・3・2・1
3　独自の課題認識に基づき創意工夫がみられるものであること。	5・4・3・2・1
4　成果目標と予算の配分が適正であること。	5・4・3・2・1
5　事業を確実に実施できる能力を有すること。	5・4・3・2・1
6　わかりやすいプレゼンテーションであること。	5・4・3・2・1

2．事後評価

ア　自己評価項目（事業の有効性を団体が自ら評価する項目）

1　事業終了後も今後につながる成果が得られたか。	5・4・3・2・1
2　成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3　団体の組織強化につながったか。	5・4・3・2・1
4　予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5・4・3・2・1

イ　審査会評価項目（事業の有効性を客観的に評価する項目）

1　成果目標や目的が達成されたか。	5・4・3・2・1
2　事業の波及効果はどのようであったか。	5・4・3・2・1
3　適正かつ効果的に経費が支出されたか。	5・4・3・2・1
4　課題がどの程度解決され、課題に対して事業の工夫がどの程度の効果を発揮したか。	5・4・3・2・1
5　他の団体の模範となる事業であったか（事業手法、市民の参加状況など）。	5・4・3・2・1

※評価段階　5:高く評価できる、4:評価できる、3:普通、2:あまり評価できない、1:評価できない